公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	建築工事特記仕様書(改修･1)		
A-02	建築工事特記仕様書(改修･2)		
A-03	建築工事特記仕様書(改修･3)		
A-04	建築工事特記仕様書(改修･4)		
A-05	付近見取図・配置兼１階平面図		
A-06	２階・３階平面図		
A-07	４階・５階平面図		
A-08	６階・R階平面図		
A-09	立面図（改修範囲） １		
A-10	立面図（改修範囲） ２		
A-11	立面図（足場設置範囲） １		
A-12	立面図（足場設置範囲） ２		
A-13	立面図（足場設置範囲） ２		

工事特記仕様書(改修)

Ⅰ 工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事

Ⅱ 工事概要

1 工事場所　三重県津市新町一丁目６番２８号

2 敷地面積　2,564.36[m2]

3 工事内容

棟名称　公立学校共済組合津宿泊所「プラザ洞津」本館

構造　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地上6階 塔屋1階

建築面積　1,425.14[m2](施設全体)

延べ面積　5,382.87[m2](施設全体)

工事項目　外壁補修及び防水工事

Ⅲ 建築改修工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書 令和5年7月制定版」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、◯ 印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の(　　)内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	①適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版) 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版)
	②施工条件　(1.3.5)	⊙ 監督員と協議し決定する。 **施工可能日　・ 指定なし** 施工可能時間帯　・ 指定なし　・　時 ～　時 概成工期　・ 指定なし　・　年　月　日
	3 部分引渡し、部分使用	・ 部分引き渡しあり　・ 部分使用あり 指定部分 (　　) 時期 (　　)
	4 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 試掘調査の実施あり(発見された場合、発掘調査等の実施あり) ・ 発掘調査等の実施あり
	⑤発生材の処理等 (1.3.12)	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設ﾘｻｲｸﾙ法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設ﾘｻｲｸﾙ法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・ 有　・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・ 有　・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	⊙ 有　・ 無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
屋根	・ 有　・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	・ 有　・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
その他 (　　)	・ 有　・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

・ 引き渡しを要するもの　・ 有 (　　)

・ 特別管理産業廃棄物　・ 有 (　　)　処理方法(　　)

・ 水銀使用製品産業廃棄物　・ 有 (・ 蛍光ﾗﾝﾌﾟ　・ HIDﾗﾝﾌﾟ　・ (　　))

・ 現場において再利用を図るもの　(　　)

・ 再資源化を図るもの　・ ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　・ ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊　・ 建設発生木材

成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。

章	項目	特記事項
	⑥建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑへの登録	請負金額100万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ」に登録のうえ、行うこと。
	⑦三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(ﾏﾆﾌｪｽﾄの数量の集計)を超えて請求することはできない。
	8 電気保安技術者 (1.3.3)	配置する
1 一般共通事項	⑨技能士　(1.7.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
	⑩施工数量調査(1.6.2)	調査範囲及び調査方法　・ 工種別の特記による
	11 調査のための破壊部分の補修 (1.6.3)	補修方法　・ 図示 (図面番号:　　)　・ (　　)
	⑫建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性性能評価事業建築材料等評価名簿」(最新版)(以下「評価名簿」という。)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3) 製材等、ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ又は再生木質ﾎﾞｰﾄﾞを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 4) 本工事に使用する木材は、原則として県産材を使用するほか、品質が求められる水準以上であれば、県産材のJAS製材品及び「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」の優先利用に努めること。 5) 本工事に使用する建築材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。 6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県ﾘｻｲｸﾙ製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名:　　) 7) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県ﾘｻｲｸﾙ製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 認定製品の品名:　・ 間伐材製工事用ﾊﾟﾘｰﾄﾞ　・ 間伐材工事用看板　・ 間伐材標示板　・ (　　)
	13 化学物質の濃度測定 (1.7.9)	測定対象化学物質(●で示したものとする。) 測定対象室及び測定個所数　・ 図示 (図面番号:　　)　・ (　　) 測定方法　(・ ﾊﾟｯｼﾌﾞ法　・ ｱｸﾃｨﾌﾞ法) 測定時期　・ (　　) 報告書提出部数 2部

適用	施設用途	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

章	項目	特記事項
	⑭特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	⑮騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	16 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部(令和5年版))に従い撮影すること。 なお、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「ﾃﾞｼﾞﾀﾙ工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国営建技第14号)」による。
	⑰完成図等	作成する　⊙ 完成図 (⊙ A2版二つ折り製本　⊙ 1部　・ (　　))・ (　　) 完成図作図範囲(設計図面同程度とする) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
	⑱完成写真	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗで撮影し、全てL版相当ｻｲｽﾞで印刷する。(A4版用紙に1ﾍﾟｰｼﾞあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ ｱﾙﾊﾞﾑ(大きさ335mm×290mm程度、ｶﾗｰ) 1部
	⑲電子納品	工事写真は、「営繕工事に係る電子納品ﾏﾆｭｱﾙ(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ工事写真編)」等に基づき電子媒体も提出すること。 (提出部数　⊙ 3部　・　部) 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品ﾏﾆｭｱﾙ(工事完成図書編)」に基づき電子媒体も提出すること。 (提出部数　⊙ 3部　・　部)
	⑳設備工事との取合い	施工範囲 ・ 図示した鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作ｽｲｯﾁ 施工図 ⊙ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
	㉑既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
	㉒事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、本数発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
	㉓下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用	本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
	24 総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
	㉕不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
1 一般共通事項	26 消防法関係の手続き	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事 (・ 建築工事　・ 電気設備工事　・ 機械設備工事)　・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
	㉗主任技術者又は監理技術者	1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 2) 専任を要しない期間 1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2) 検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
	㉘工事の一時中止	工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」(平成29年7月 三重県県土整備部)による。 三重県建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、協議する。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	㉙労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
	㉚建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=34[m/s] 地表面粗度区分 (・ Ⅱ　⊙ Ⅲ) 積雪区分 (　30　)[cm]
	㉛火災保険等	三重県建設工事請負契約書52条第1項の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 1) 保険の目的物　工事目的物及び工事材料(支給材料を含む) 2) 保険の加入期間　工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間 3) 保険金額　原則として請負金額に相当する金額
	㉜不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
	33 技術検査	中間技術検査　実施回数　・　回　実施する段階　・ (　　)
	㉞保全に関する資料	⊙ 1部　・ (　　)
	35 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。
	㊱社会保険等未加入対策	適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
	㊲現場での安全確保(自主施工原則)	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	㊳電子ﾒｰﾙの活用	「電子ﾒｰﾙを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月」を適用する。 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
	㊴設計図書の照査	三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2.設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。
	㊵石綿含有建材の調査　(1.5.1)	⊙ 石綿含有建材の事前調査 調査範囲　⊙ 改修部分すべて　・ (　　) 貸与資料　⊙ 既存の設計図書　・ 石綿含有建材の調査報告書　・ (　　) ・ 分析調査 分析対象 ｱｽﾍﾞﾗｲﾄ、ｱﾓｻｲﾄ、ｱﾝﾌｨﾗｲﾄ、ｸﾘｿﾀｲﾙ、ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ、ﾄﾚﾓﾗｲﾄ 分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5
	・ 箇所数 (　　)	・ 箇所数 (　　)
	・ 箇所数 (　　)	・ 箇所数 (　　)

ｻﾝﾌﾟﾙ数　1箇所あたり3ｻﾝﾌﾟﾙ

採取箇所　・ 図示 (図面番号:　　)　・ (　　)

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称	図面名称	
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №320323 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	A2　NS DATE R7.1	公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事	建築工事特記仕様書(改修・1)	A－01 原図：A2

章	項目	特記事項
2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・防音ﾊﾟﾈﾙ　設置範囲　・図示（図面番号:　　） ・防音ｼｰﾄ　設置範囲　・図示（図面番号:　　）
	②足場等 (2.2.1)	足場を設ける場合には､「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」によるものとし､足場の組立て､解体又は変更の作業は､ 同ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は (3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場　⊙ 設置する（設置範囲　⊙ 工事に必要な範囲　・　　）・設置しない 防護ｼｰﾄ　⊙ 設置する（設置範囲　⊙ 工事に必要な範囲　・　　）・設置しない 内部足場　・設置する（・　　）・設置しない
	(表2.2.1)	材料､撤去材等の運搬方法 種別（・A種　・B種　・C種　・D種　・E種） C種:利用可能なｴﾚﾍﾞｰﾀｰ（　　） D種:利用可能な階段（　　）
		高さが5[m]以上の箇所での作業を行う場合､労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型とし､ 「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。
	③既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生　・図示（図面番号:　　） 既存ﾌﾟﾗｲﾝﾄﾞ･ｶｰﾃﾝの養生 養生方法（　　）保管場所　・構内既存施設内　・（　　） 固定された備品､机､ﾛｯｶｰ等の移動　・行う　・行わない
	④仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り　・A種　・B種　⊙ C種 合板　厚さ　・9[mm]　・（　　） せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　厚さ　・9.5[mm]　・（　　） 合板又は石こうﾎﾞｰﾄﾞの塗装　・行う　・行わない 仮設扉　設置箇所　・図示（図面番号:　　） 仕様　・合板張り木製扉　・（　　）
	5 監督員事務所 (2.4.1)	・構内建物内の一部を使用する。 ・設置する 監督員事務所の規模(単位:m2)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上
床	合板張り又はﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ張り
内壁･天井	合板張り又はせっこうﾎﾞｰﾄﾞ張り､合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ塗り
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り､又は鉄板張り､調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り

6 監督員事務所の設備､備品等 (2.4.1)(2)(ｱ)

種類	机･いす	書棚	黒板･白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ﾛｯｶｰ
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話･FAX	冷暖房機器	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ
数量	個	個	台	台	台

章	項目	特記事項
	⑦仮設便所	構内既存の施設　・利用できる　⊙ 利用できない
	⑧工事用水	構内既存の施設　⊙ 利用できる（⊙ 有償　・無償）・利用できない
	⑨工事用電力	構内既存の施設　⊙ 利用できる（⊙ 有償　・無償）・利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は､本工事に含まれる。
	10 交通誘導警備員	配置　・図示（図面番号:　　）
3 防水改修工事	1 既存防水層の処理 (3.1.4) (3.2.6)	既存保護層(立上り部等)の撤去 ・行う（・POD・PODI・POAS・POASI・POS・POSI・POX・P2AS） ・行わない 既存防水層(立上り部等)の撤去 ・行う（・POD・PODI・POAS・POASI・POS・POSI・M4S・M4SI・S4S・S4SI・POX ⊙ M3AS・M4AS） ・行わない 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ・行う（・M4AS・M4SI・M4C・M4DI・L4X） ・行わない
	2 既存下地の処理 (3.2.6)	既存下地の補修箇所の計上､長さ､数量等　・図示（図面番号:　　）・（　　） POS工法､POSI工法(機械固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 ・改修標準仕様書[3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③]　・（　　） 設備機器架台､配管受部､ﾊﾞﾗﾍﾞｯﾄ､貫通ﾊﾟｲﾌﾟ回り､手すり､丸環の取付け部､塔屋出入口等及び防水層末端部の納まり部の処理 ・監督員と協議する　・（　　）

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	3 ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 (3.3.2)～(3.3.5) (表3.3.3)～(表3.3.10)	押え金物の材質､形状及び寸法 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製（L-30×15×2.0[mm]程度）・（　　） 屋根保護防水 防水層の種類

工法	種別	断熱材の厚み	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部 保護	立上り部 断熱材､絶縁ｼｰﾄ
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3		・ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ(0.15[mm]以上) ・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ(70[kg/m2]程度) ・（　　）	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え ・ﾓﾙﾀﾙ押え	
・P1B	・B-1　・部分粘着　・砂付 ・B-2　・部分粘着　・砂付				
・P2A1	・A1-1 ・A1-2 ・A1-3	・（　　[mm]）	・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ(70[kg/m2]程度) ・（　　）		・設置する ・設置しない
・P1B1	・B-1　・部分粘着　・砂付 ・B-2　・部分粘着　・砂付				

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
・改修標準仕様書 表3.3.3から3.3.9までによる　・（　　）
部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
・改修標準仕様書 表3.3.3から3.3.9までによる　・（　　）
平場の保護ｺﾝｸﾘｰﾄ
こて仕上げ　厚さ　・水下80[mm]以上　・（　　）
平坦さ　・a種　・b種　・c種
床ﾀｲﾙ張り　厚さ　・水下60[mm]以上　・（　　）
屋根排水溝　・図示（図面番号:　　）

屋根露出防水
防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・M3D ・P0D	・D-1 ・D-2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の指定　・（　　）　設置数　・（　　）
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合のﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　・（　　）

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層
・P1E	・E-1	・設ける
・P2E	・E-2	・設けない

E-1の工程3を行う部位　・貯水槽､浴槽等常時水に接する部位　・（　　）

4 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水 (3.4.2) (3.4.3) (表3.4.1)～(表3.4.3)

屋根露出防水
防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける　・設けない
・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける　・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける　・設けない 防湿層　・設ける　・設けない
・P2AS	・AS-T1		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける　・設けない

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
⊙ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　）
粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
⊙ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　）
部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
⊙ 改修標準仕様書 表3.4.1から3.4.3までによる　・（　　）
屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
数量　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の指定　・（　　）
設置数量　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の指定　・（　　）
屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿用ｼｰﾄ　・設置する　・設置しない
押え金物の材質､形状及び寸法　⊙ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製（L-30×15×2.0[mm]程度）・（　　）

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	5 合成高分子系ｼｰﾄ防水ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ (3.5.2)～(3.5.4) (表3.5.1)～(表3.5.3)	屋根防水 防水層の種類

工法	種別	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける　・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2		・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2	種類（　　） 厚さ（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ　・設ける　・設けない

ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの厚み(S-F2､S-M2)
・軽歩行（・POS・S4S・S3S・M4SI）
・非歩行（・POS・S4S・S3S・M4SI）
防湿用ﾌｨﾙﾑ(SI-F2､SI-M2)　・設置する　・設置しない
ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ　・改修標準仕様書 表3.5.1～3.5.3までによる　・（　　）
絶縁用ｼｰﾄ及び可塑剤移行防止用ｼｰﾄの材質　・発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ　・（　　）
固定金具の材質及びす法形状
・厚さ0.4[mm]以上の防錆処理した鋼板､ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又は樹脂積層加工した鋼板　・（　　）
脱気装置の種類及び設置数量　・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様　・（　　）
接着工法の目地処理　・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地　・（　　）
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ部材の入隅部の増張り(種別S-F1､SI-F1の場合)　・行う　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの張付け
・建築基準法に基づき定まる風圧力の（　　）倍の風圧力に対応した工法

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層 平場のﾓﾙﾀﾙ塗り 塗り厚さ	保護層 平場のﾓﾙﾀﾙ塗り 工法	保護層 立上り部の保護ﾓﾙﾀﾙの塗厚
・P1S	S-C1		・床塗り工法 ・下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	・7[mm]以上 ・（　　）

床塗りの場合の床の目地
目地割り（・2[m2]程度 最大目地間隔3[m]程度　・　　）
目地の種類（・押し目地　・　　）

⑥塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1)～(表3.6.3)

屋根防水
防水層の種類

工法	種別	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
⊙ POX	・X-1 ・X-1H ⊙ X-2 ・X-2H	⊙ 製造所の仕様 ・（　　）	⊙ 製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない
・L4X	・X-1 ・X-1H ・X-2 ・X-2H	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない
・ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水	・製造所の仕様 ・（　　）	・製造所の仕様 ・（　　）	脱気装置 ・設ける　・設けない	

ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量
・主材料の製造所の仕様　・（　　）

屋内防水
防水層の種類

工法	種別	保護層
・P1Y	・Y-2	・設ける　・設けない
・P2Y	・Y-2	・設ける　・設けない

ｼｰﾘﾝｸﾞ (3.7.2) (表3.7.1)

材料

種類	材種	施工箇所
・SR-1	ｼﾘｺｰﾝ系	8×8程度：ｶﾞﾗｽ､ﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｰﾄｼｰﾘﾝｸﾞ
・MS-2	変成ｼﾘｺｰﾝ系	15×10程度：EXP・J取合い部 20×10程度：ｻｯｼ下端取合い部
・PS-2	ﾎﾟﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞ系	
・PU-2	ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系	

(3.7.4～7)
工法
・ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法　・ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法
・拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法　・ﾌﾟﾘｯｼﾞ工法 (3.7.8)
ｼｰﾘﾝｸﾞ材の試験
・簡易接着性試験　・引張接着性試験　・行わない

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №352551 構造設計一級建築士 №3195 井上良智

SCALE A2 NS　DATE R7.1

工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事
図面名称　建築工事特記仕様書(改修･2)

A－02
原図：A2

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	8 とい (3.8.2) (表3.8.1) (表3.8.2)	材種 ・ 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(ｶﾗｰ) ・ 配管用鋼管(白管) ・ ( ) とい受金物及び足金物

といの材種	形状	取付け間隔
	製造者仕様による	製造者仕様による

工法 ・ 図示 (図面番号:)

章	項目	特記事項
	9 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木 (3.9.2)(3)(表3.9.1)	部材の種類 ・ 押出し250形 ・ 押出し300形 ・ 押出し350形 ・ 板材折曲げ形 (本体幅 ( )[mm]、板厚 ・ 2.0[mm] ・ ( )) (3.9.3)(2) 固定金具の間隔 ( )[mm] 固定方法 ・ ( ) (3.9.2)(4) 表面処理 ・ ( ) (3.9.3) 工法 既存笠木等の撤去 ・ 図示 (図面番号:) 下地補修の工法 ・ 図示 (図面番号:) 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示 (図面番号:) 笠木固定金具の工法 ・ 図示 (図面番号:) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

⑩保証書

工事区分	材料名	保証年数
防水工事	⊙ 防水	⊙ 10[年] ・ ( )[年]
	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ	・ 5[年] ・ ( )[年]

※ 防水施工業者、製作ﾒｰｶｰ、受注者の連名により提出する。

章	項目	特記事項
	11 樹脂注入防水工法 (防水層再生工法)	特記仕様は仕上表による
4 外壁改修工事	①施工数量調査	⊙ 行う ・ 行わない 調査範囲 ・ 全面 ⊙ (改修範囲内) 調査項目 ⊙ ひび割れ部 (・ 幅0.2[mm] ・ 0.2[mm]～1.0[mm] ・ 1.0[mm]以上) ⊙ はがれ及びはく落部分 ⊙ 浮き部 調査方法 ⊙ 打診、目視及びｸﾗｯｸｽｹｰﾙ等 (⊙ 足場 ・ ｺﾞﾝﾄﾞﾗ) 報告書 2部(立面図等に記載、必要に応じて写真添付)

②改修工法の種類 (4.1.4) (4.1.5)

外壁	種類	改修工法
・ ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法
		・ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法
		・ ｼｰﾙ工法
	欠損部	・ 充填工法
・ ﾓﾙﾀﾙ塗り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法
		・ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法
		・ ｼｰﾙ工法
	欠損部	・ 充填工法
		・ ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法
	浮き部	・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ
		・ 部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法
		・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ
		・ 部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法
		・ 充填工法
		・ ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法
⊙ ﾀｲﾙ張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法
	欠損部	・ ﾀｲﾙ部分張替え工法
		⊙ ﾀｲﾙ張替え工法
	浮き部	・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ
		・ 部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法
		・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ
		・ 部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
		・ 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法
		・ ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法
		・ ﾀｲﾙ部分張替え工法
		⊙ ﾀｲﾙ張替え工法
	目地	・ 目地ひび割れ部改修工法
		・ 伸縮調整目地改修工法
・ 塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・ 薄付け仕上塗材塗り
		・ 厚付け仕上塗材塗り
		・ 複層仕上塗材塗り
		・ 可とう形改修用仕上塗材塗り
		・ ﾏｽﾃｯｸ塗材塗り
		・ 外壁用塗膜防水材塗り

章	項目	特記事項
4 外壁改修工事	③改修工法等 (4.4.5)	ﾀｲﾙ部分張替え工法及びﾀｲﾙ張替え工法 材料

施工箇所	形状	寸法	耐滑り性	標準・特注色の別	耐凍害性の有無
西面、南面、北面外壁	45二丁掛	45×95	――――	標準色	あり

・ 役物 (・ 一体成型 ・ 接着加工)
外壁ﾀｲﾙ接着張りのｼｰﾘﾝｸﾞ材
打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ・ ( )
伸縮調整目地及びその他の目地 ・ ( )

(4.4.7) ・ ﾀｲﾙ部分張替え工法
張替え材料 ・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・ 接着剤 (一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂)(目地詰め ・ 有り ・ 無し)
一か所当たりの張替え面積が0.25[m2]を超える箇所 ・ 有り ・ 無し

(4.4.5) (4.4.8) (表4.4.2) ⊙ ﾀｲﾙ張替え工法

ﾀｲﾙの種類	ﾀｲﾙの大きさ	工法	備考
・ 外装ﾀｲﾙ	小口平二丁掛100角	・ 密着張り	・ 現場調合ﾓﾙﾀﾙ
		・ 改良圧着張り	・ 既調合ﾓﾙﾀﾙ
	小口以上二丁掛け以下	・ 接着剤張り	目地詰め ・ 有り ・ 無し
⊙ ﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ	50二丁掛以下	・ ﾏｽｸ張り	・ 現場調合ﾓﾙﾀﾙ
		・ ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼り	・ 既調合ﾓﾙﾀﾙ
		・ 接着剤張り	目地詰め ・ 有り ・ 無し

(4.4.8)(3) 試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない

(4.4.8)(8) 有機系接着剤張りのｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の下地処理の方法 ・ ( )
下地調整塗材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない

(4.4.5)(5) ・ 目地ひび割れ部改修工法
(4.4.16) ・ 伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地 (位置 、寸法 ×)
検査 ｼｰﾘﾝｸﾞ接着性試験 ・ 行う (・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)

4 塗り仕上げ (4.5.4) 既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
・ ｻﾝﾀﾞｰ工法	
・ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離剤工法	
・ 水洗い工法 (・ ﾃﾞｯｷﾌﾞﾗｼ ・ 高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ)	

(4.5.5) (4.5.2) (表4.5.1(その1・その2)) 下地調整 ・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ( )

種類	呼び名	仕上げ形状	工法	備考
薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状	吹付け	
		・ 平たん状 ・ 凹凸状	こて	
		・ ゆず肌状 ・ さざ波状	ﾛｰﾗｰ	
		・ 着色骨材砂壁状	・ 吹付け ・ こて	
	・ ( )	・ ( )	・ ( )	
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け	
		・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	こて	上塗材 ・ ｾﾒﾝﾄｽﾀｯｺ ・ ( )
	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け	
		・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	・こて ・ﾛｰﾗｰ	
複層仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	・ ゆず肌状	ﾛｰﾗｰ	耐候性 ・ 耐候形3種 ・ ( )
		・ 凸部処理 ・ 凹凸状	吹付け	
	・ ( )	・ ( )	・ ( )	
可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE	・ 平たん状 ・ さざ波状	ﾛｰﾗｰ	耐候性 ・ 耐候形3種 ・ ( )
	・ 可とう形改修塗材CE	・ ゆず肌状	吹付け	

章	項目	特記事項
4 外壁改修工事	(4.6.2)(表4.6.1) (表4.5.2)	・ ﾏｽﾃｯｸ塗材塗り ・ A種 ・ B種 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外観
・ ｱｸﾘﾙ系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ ﾒﾀﾘｯｸ
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ｼﾘｶ系	・ 水系	・ 艶無
・ ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ ﾒﾀﾘｯｸ
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ ﾒﾀﾘｯｸ
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ ﾒﾀﾘｯｸ
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

注) 艶無及びﾒﾀﾘｯｸは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

章	項目	特記事項
5 建具改修工事	6 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具 (5.2.2)(5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)	ｳﾑ部建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音ﾄﾞｱｾｯﾄ、防音ｻｯｼ (等級) ・ 断熱ﾄﾞｱｾｯﾄ、断熱ｻｯｼ (等級) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号:) ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の表面処理の種別 ・ 外部に面する建具(過酷な環境の屋外) ・ BA-1 ・ BA-2 ・ ( ) ・ 外部に面する建具(一般的な環境の屋外) ・ BB-1 ・ BB-2 ・ ( ) ・ 内部に面する建具 ・ BC-1 ・ BC-2 ・ ( )
	13 建具用金物 (5.8.2) (5.8.4)	金物の見え掛かり部等の材質等 ・ 改修標準仕様書(表5.8.1)による ・ 図示 (図面番号:) ﾏｽﾀｰｷｰ ・ 製作する ・ 製作しない 引渡用鍵箱 ・ 必要 ・ 不要
	20 ｶﾞﾗｽ留め材 (5.14.2)(2)	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ ( ) ・ ｶﾞｽｹｯﾄ ( )
	21 ｶﾞﾗｽ溝の寸法、形状等 (5.14.3)	・ 図示 (図面番号:) ・ 建具の製造所の仕様による
6 内装改修工事	14 ﾓﾙﾀﾙ塗り (6.15.3) (6.15.5) (6.15.6)	ﾓﾙﾀﾙ ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 既製目地材 ・ 使用する (形状:) 床の目地 ・ 図示 (図面番号:) 下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25[mm]超 図示 (図面番号:)

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１ 一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者: 一級建築士 №352551 田端進也
設計担当者: 一級建築士 №325017 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智

SCALE A2 NS
DATE R７．１

工事名称 公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事
図面名称 建築工事特記仕様書(改修・3)

A－０３
原図：A2

工事特記仕様書

Ⅲ 建築工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書(令和5年7月制定版)」及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「標準仕様書」という。)による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、◯ 印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の(　　)内表示番号は標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
3 土工事	1 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
	2 建設発生土の処理 (3.2.5)	建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理すること。 ・ 現場内利用できる ・ 仮置き場所 (　　) ・ 運搬距離 (　　)[km] ・ 現場内利用できない ・ 受入地指定 受入地の条件 ・ 受入先、施工条件、特定条件等 (図面番号:　　) ・ 運搬距離 (　　)[km] ・ 受入料金あり ・受入料金なし ・ 受入地未定につき別途協議する。 暫定運搬距離 (　　)[km]
	3 山留めの撤去	山留め壁等 ・ 撤去 ・ 存置
5 鉄筋工事	1 鉄筋の種類 (5.2.1) (表5.2.1)	種類の記号 / 径 / 備考 ・ SD295 / ・ D16以下 / ・ SD345 / ・ D19以上 / ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの
	2 溶接金網 (5.2.2)	鉄線の形状 ・ 丸鉄線 ・ 異形鉄線 (・ ﾘﾌﾞ ・ ｲﾝﾃﾞﾝﾄ) 鉄線の径 ・ 4[mm] ・ 5[mm] ・ 6[mm] ・ (　　)[mm] 網目寸法 ・ 100×100[mm] ・ 150×150[mm] ・ (　　)[mm]
	3 内法直径 (5.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号:　　)
	4 継手・定着 (5.3.4) (表5.3.2) (表5.3.3) (表5.3.4) (図5.3.3)	径 / 部位 ・ 重ね継手 / ・ ｶﾞｽ圧接 / 主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 標準仕様書[5.3.4](3)(ｱ)後段 ・ 図示 (図面番号:　　) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号:　　) ・ 隣り合う接手を同一か所に設ける場合(先組み工法等) ・ 図示 (図面番号:　　) 鉄筋定着 ・ 標準仕様書[表5.3.4] ・ 図示 (図面番号:　　) ・ 標準仕様書[図5.3.3] ・ 図示 (図面番号:　　) 機械式定着工法の適用 ・ あり ・ なし ・ 種類 (図面番号:　　) ・ 適用箇所 (図面番号:　　)
	5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (5.3.5)(表5.3.6)	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ 標準仕様書[表5.3.6] ・ 図示 (図面番号:　　)
	6 各部配筋 (5.3.7)	・ 図示 (図面番号:　　)
	7 圧接完了後の試験 (5.4.10)	抜取試験方法 ・ 超音波探傷試験 ・ 引張試験 引張試験方法 ・ 標準仕様書[5.4.10](ｲ)(b) ・ (　　)
	8 機械式継手及び溶接継手 (5.5.3) (5.5.5) (5.6.3) (5.6.5)	・ 機械式継手 適用箇所 (　　) 種類 (　　) 性能 (　　) 施工完了後の継手部の試験 (　　) 試験項目 (　　) 試験方法 (　　) 不合格となった継手部への措置 (　　) 鉄筋相互のあき (　　)[mm] ・ 溶接継手 適用箇所 (　　) 工法 (　　) 性能 (　　) 施工完了後の溶接部の試験 (　　) 試験項目 (　　) 試験方法 (　　) 不合格となった継手部への措置 (　　) 鉄筋相互のあき (　　)[mm]

章	項目	特記事項
6 コンクリート工事	1 ｺﾝｸﾘｰﾄの使用骨材による種類及び強度 (6.2.1) (6.2.2) (6.2.4) (6.10.1) (6.10.2) (6.10.3) (6.11.1) (6.11.3) (表6.2.2) (表6.10.1)	普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 設計基準強度 Fc / 適用箇所 / 施工時期 / ｽﾗﾝﾌﾟ ・ 24[N/mm2] / / / ・ 18[cm] ・ 18[N/mm2] / / / ・ 18[cm] 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 設計基準強度 Fc / 適用箇所 / 種類 / 気乾単位容積質量 / ｽﾗﾝﾌﾟ [N/mm2] / / / [t/m3] / ・ ・ / / / / [cm] ・ / / / / ・ 常時土又は水に直接接する部分 ・ 図示 (図面番号:　　)
	2 ｺﾝｸﾘｰﾄの類別 (6.2.1) (表6.2.1)	類別 ・ Ⅰ類 ・ Ⅱ類 ・ 大臣認定品 図示 (図面番号:　　)
	3 ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り (6.2.5) (表6.2.4) (表6.2.5)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 仕上りの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種
	4 ｾﾒﾝﾄ (6.3.1) (表6.3.1)	種類 ・ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ 高炉ｾﾒﾝﾄA種 ・ ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種 ・ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種 ・ (　　) 高炉ｾﾒﾝﾄB種又はﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種 ・ 適用箇所 図示 (図面番号:　　)
	5 骨材 (6.3.1)	ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分 ・ A ・ B ・ 特殊な骨材の使用 ・ ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ細骨材 ・ 銅ｽﾗｸﾞ細骨材 ・ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材 ・ 再生骨材H(普通ｴｺｾﾒﾝﾄを使用するｺﾝｸﾘｰﾄに限る)
	6 ｺﾝｸﾘｰﾄの材料 (6.3.1) (6.3.2) (表6.3.2)	混和材料 ・ 図示 (図面番号:　　) 混和剤の種類、使用方法、使用量 ・ 標準仕様書[6.3.1](4)(a)、標準仕様書[6.3.2](4)(ｲ)①～③ ・ (　　) 混和材の種類、使用方法、使用量 ・ 標準仕様書[6.3.1](4)(b)、標準仕様書[6.3.2](4)(ｲ)①～③ ・ (　　) 構造体強度補正値(S) ・ 標準仕様書[表6.3.2] ・ (　　)
	7 打継ぎ (6.6.4)	位置 ・ 標準仕様書[6.6.4](1)後段 ・ 図示 (図面番号:　　)
	8 養生 (6.7.2)	・ 普通ｴｺｾﾒﾝﾄ使用の場合の湿潤養生期間 (　　) 日以上
	9 型枠 (6.6.4) (6.8.1) (6.8.2) (表6.8.1) (6.8.4)	材料 ・ 複合合板 (厚さ ・ 12[mm] ・ (　　)[mm]) 打増し厚さ ・ 図示 (図面番号:　　) 誘発目地、打継ぎ目地、化粧目地の位置、形状及び寸法 ・ 図示 (図面番号:　　) ・ 断熱材の兼用 ・ MCR工法用ｼｰﾄ ｽﾘｰﾌﾞの材種 ・ 鋼管 ・ 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ つば付き鋼管 ｽﾘｰﾌﾞの規格等 ・ 標準仕様書[表6.8.1] ・ 図示 (図面番号:　　) 型枠存置期間及び取外し ・ 普通ｴｺｾﾒﾝﾄ使用の場合の最小存置期間 (　　) 日
	10 寒中ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.11.1)	適用期間 (　　) ・ 調合管理強度、調合強度を積算温度を基に定める
	11 暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.12.2)	構造体強度補正値(S) ・ 6[N/mm2] ・ (　　)[N/mm2]
	12 ﾏｽｺﾝｸﾘｰﾄ (6.13.1) (6.13.2) (表6.13.1)	適用箇所 ・ 図示 (図面番号:　　) ｾﾒﾝﾄの種類 ・ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ 中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ 低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ 高炉ｾﾒﾝﾄB種 ・ ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種 ・ ｼﾘｶｾﾒﾝﾄ ｽﾗﾝﾌﾟ ・ 15[cm] ・ (　　)[cm] 混和剤の種類 ・ 標準仕様書[6.13.2](2)(ｱ) ・ (　　) 混和材の種類 ・ 標準仕様書[6.13.2](2)(ｲ) ・ (　　) 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書[表16.3.1] ・ (　　)
	13 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.14.1)	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類 ・ 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ ・ (　　) 適用箇所 標準仕様書[6.14.1](4) 設計基準強度 ・ 18[N/mm2] ・ (　　)[N/mm2] ｽﾗﾝﾌﾟ ・ 15[cm] ・ 18[cm]
	14 流動化ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.15.1)	適用箇所 ・ 図示 (図面番号:　　)

章	項目	特記事項

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称	図面名称	
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №332121 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	A2：NS DATE R7.1	公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事	建築工事特記仕様書(改修・4)	A－04 原図：A2

付近見取図
（国土地理院　基本地図情報に施工箇所を追記して掲載）

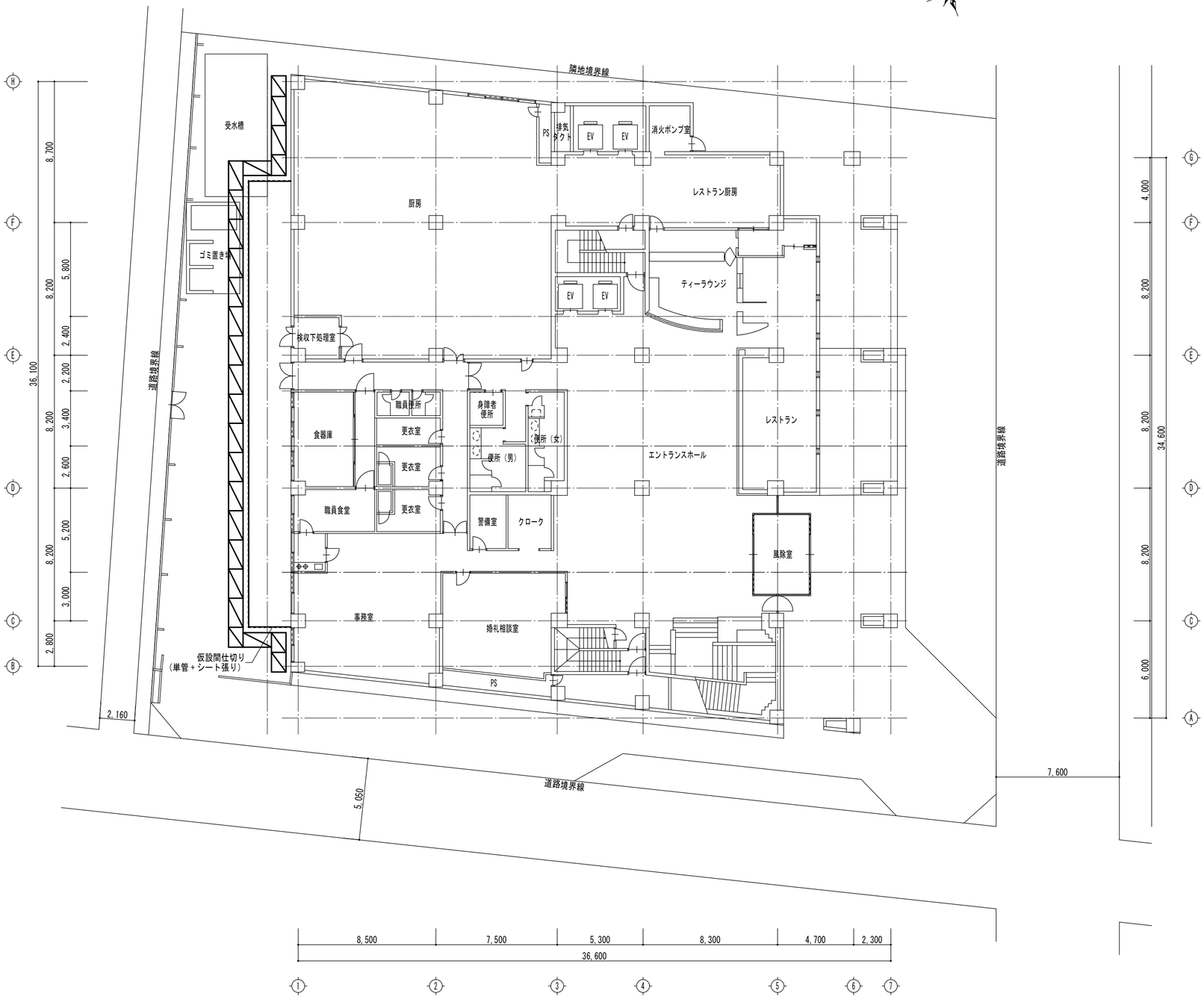

配置兼１階平面図　S=1/200

単管足場
メッシュシート張

備考	
	・
	・
	・
	・

（株）田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551　田端　進也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称	公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事	A－05
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №332331 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	A2 : 1/200 A3 : 1/262 DATE R7.1	図面名称	付近見取図・配置兼１階平面図	原図：A2

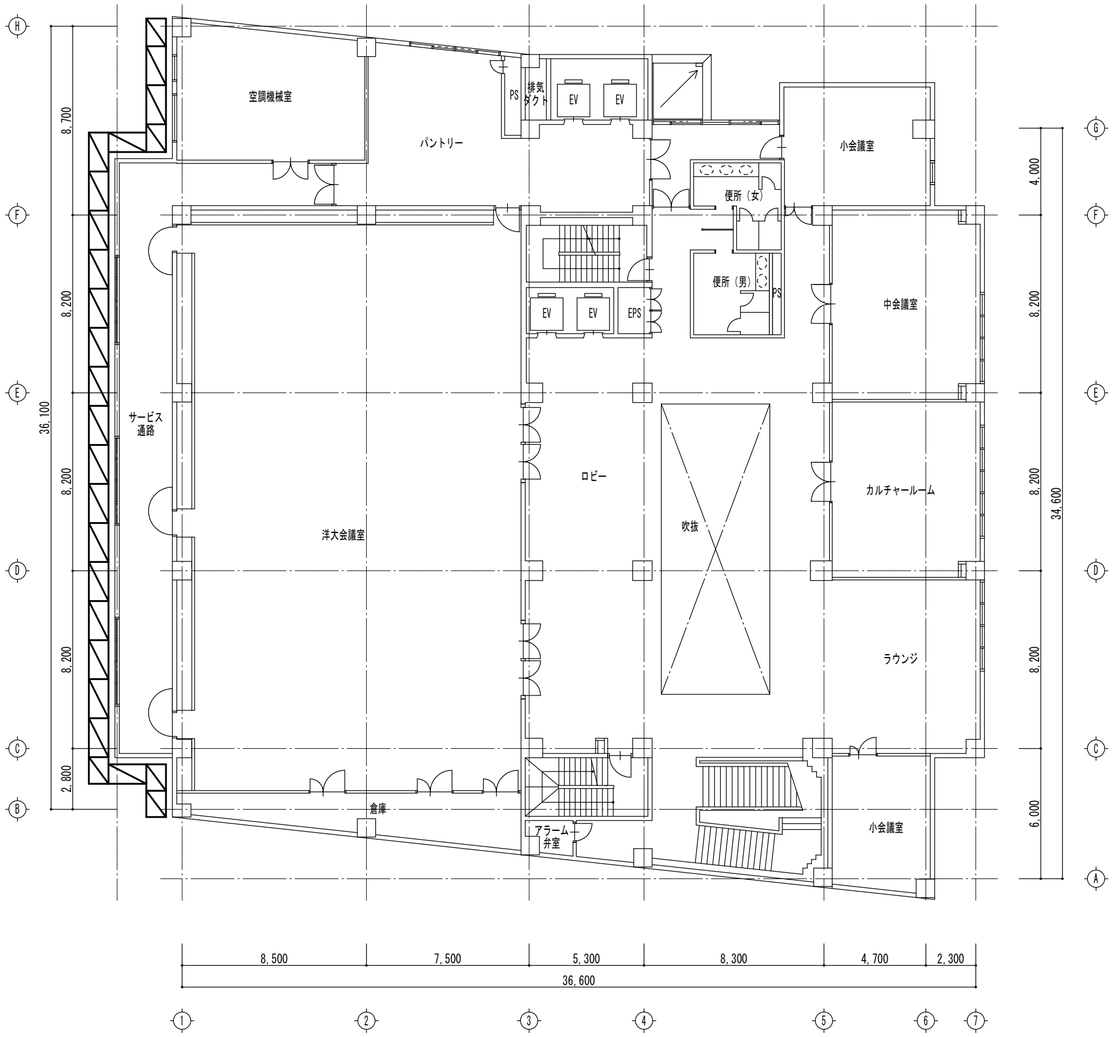

2階平面図　S=1/200

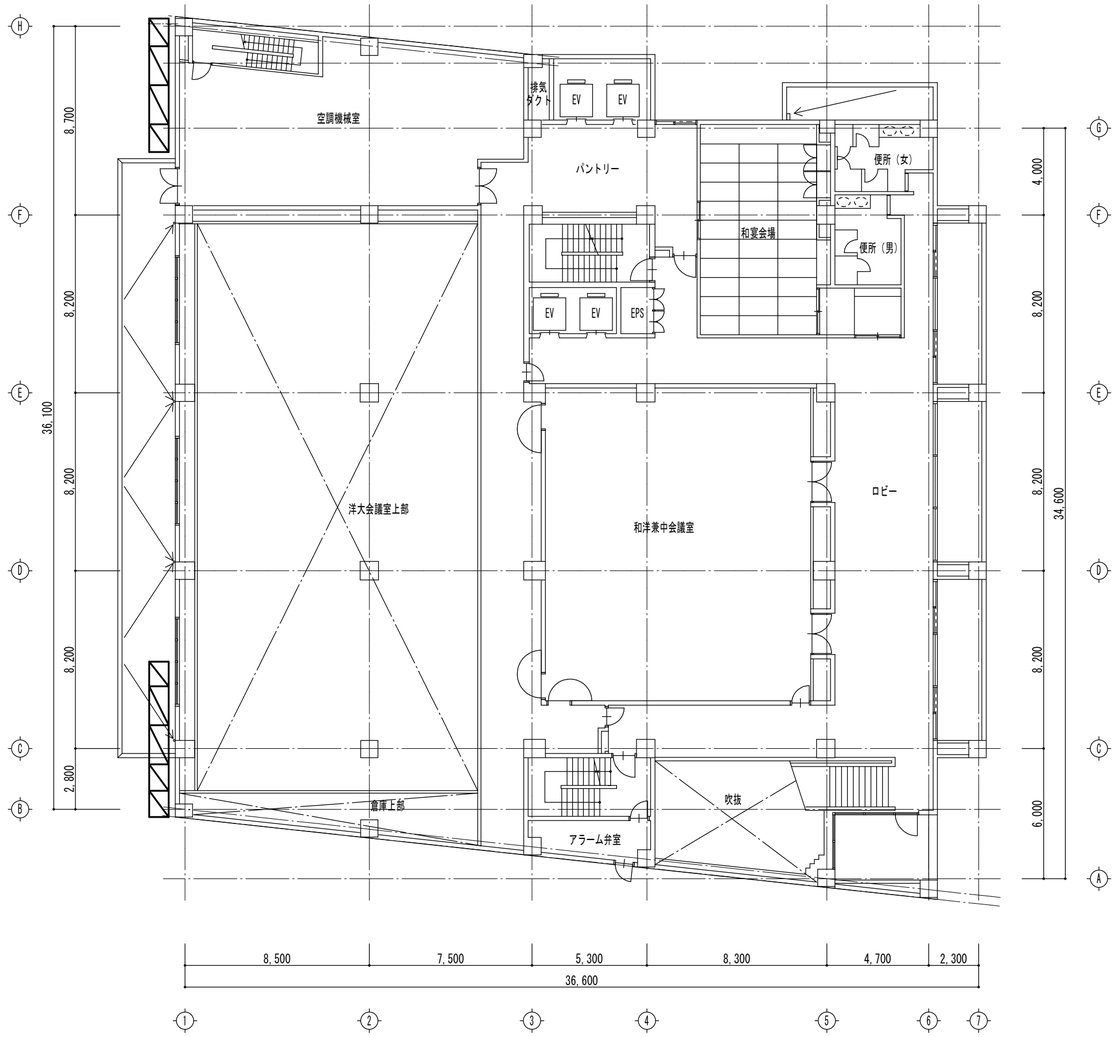

3階平面図　S=1/200

単管足場
メッシュシート張

備考	・ ・ ・ ・	(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 進也	設計代表者 一級建築士 №352551 田端進也	設計担当者 一級建築士 №332031 構造設計一級建築士 №8954 井上貴智	一級建築士 №372093 南 賀治	SCALE A2 : 1/200 A3 : 1/282 DATE R７．１	工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事 図面名称　２階・３階平面図	A－０６ 原図：A2

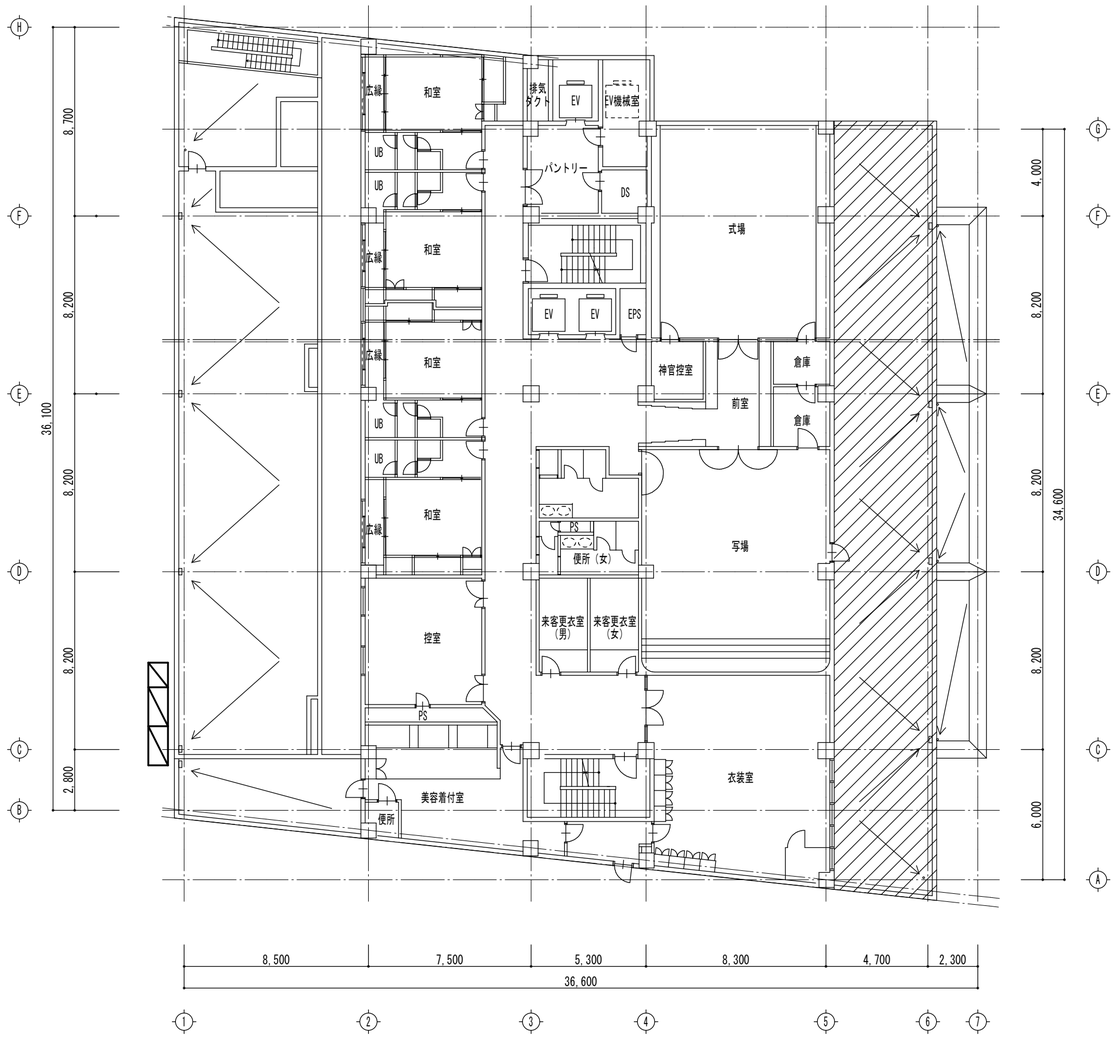

4階平面図　S=1/200

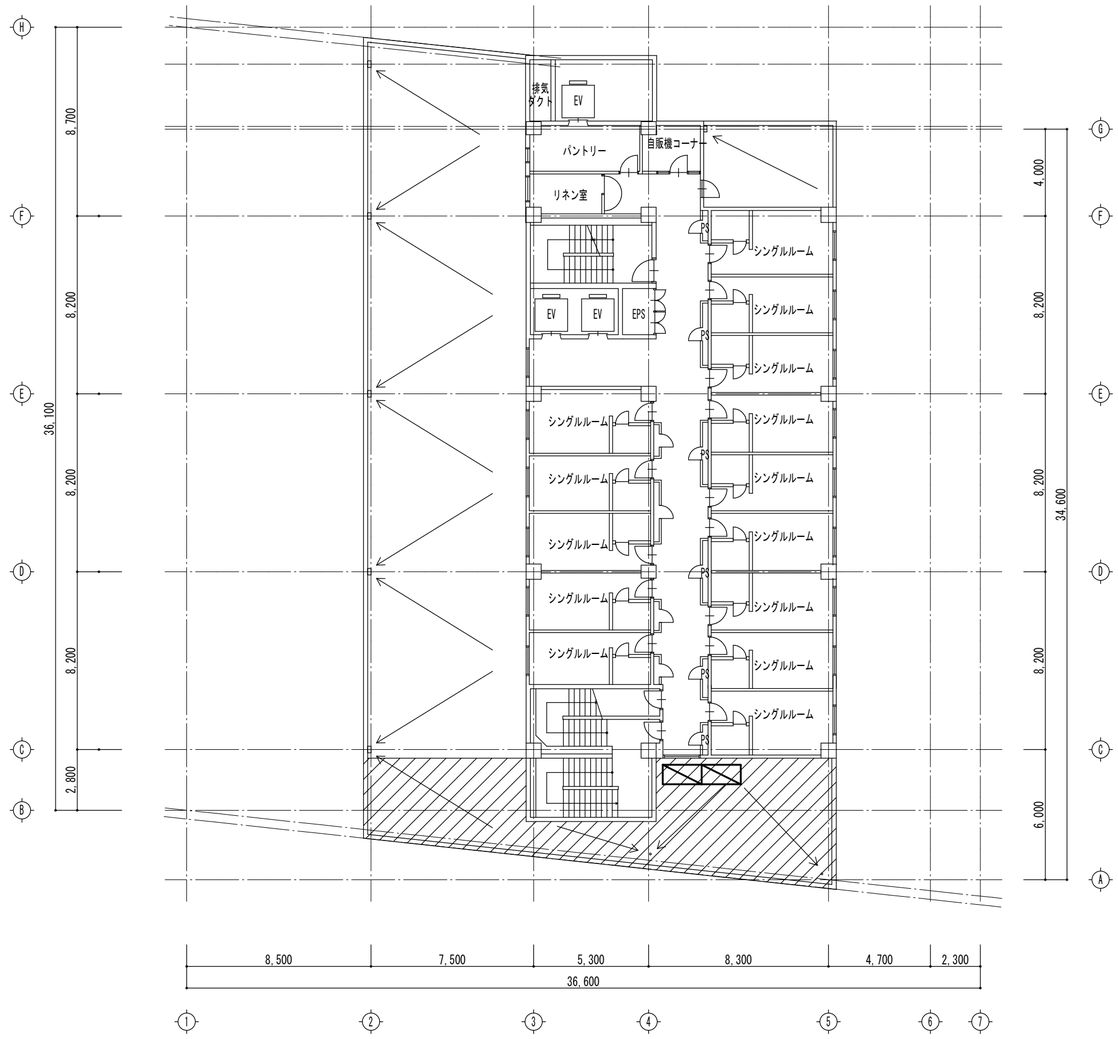

5階平面図　S=1/200

屋根防水改修範囲を示す。
改修前：アスファルト露出防水露出
改修後：高圧洗浄の上、ウレタン塗膜防水
（平場・立上共）

単管足場
メッシュシート張

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者		
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №332033 構造設計一級建築士 №8944 井上貴智	一級建築士 №372093 南 賀治	

SCALE A2 : 1/200　A3 : 1/282
DATE R7.1

工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事
図面名称　4階・5階平面図

A－07
原図：A2

6階平面図　S=1/200

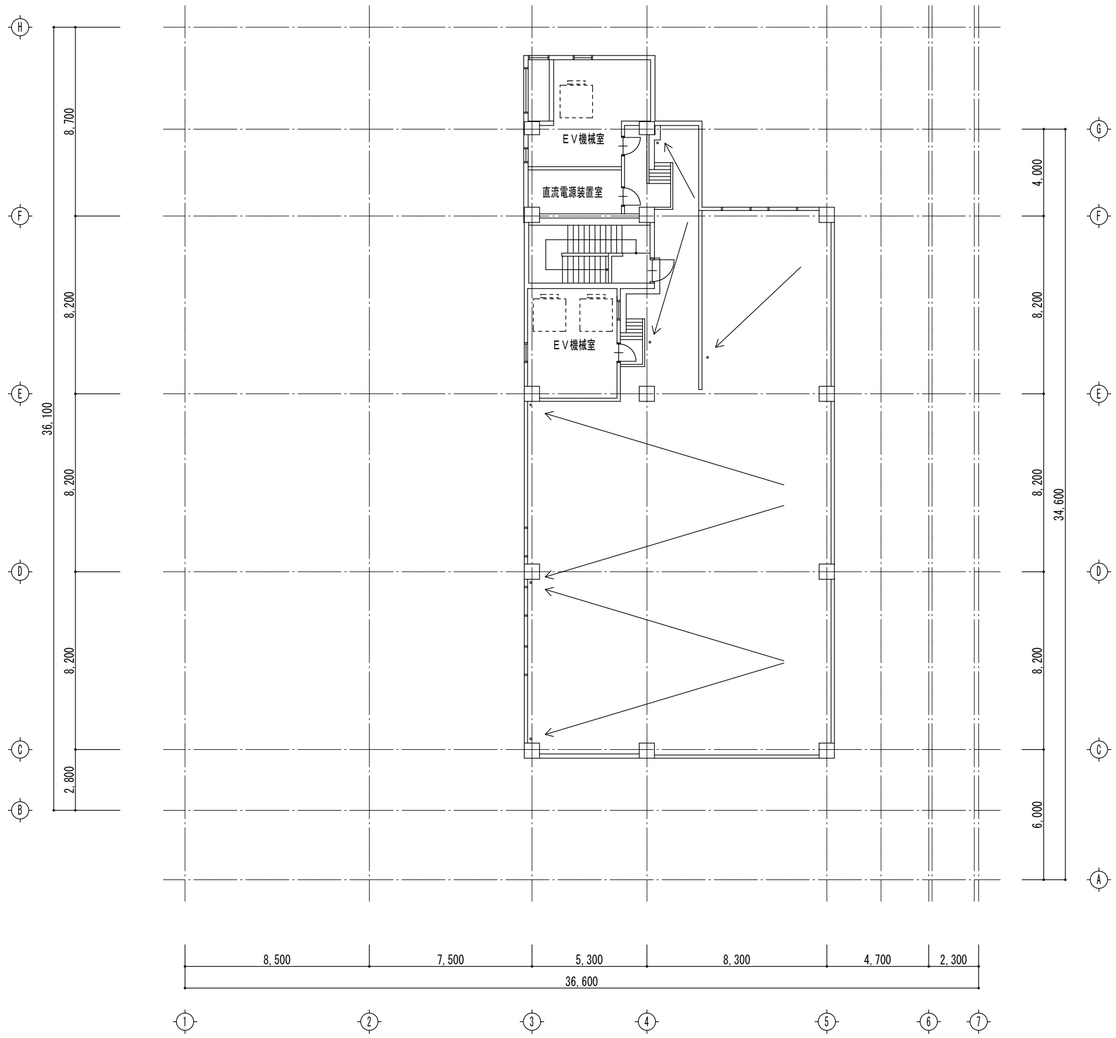

R階平面図　S=1/200

屋根防水改修範囲を示す。
改修前：アスファルト露出防水露出
改修後：高圧洗浄の上、ウレタン塗膜防水
（平場・立上共）

単管足場
メッシュシート張

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№352551　田端　進也

設計代表者	設計担当者			SCALE	工事名称	公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事	A－08
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №332033 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	一級建築士 №372093 南　賢治		A2　1/200 A3　1/282 DATE R７．１	図面名称	６階・R階平面図	原図：A2

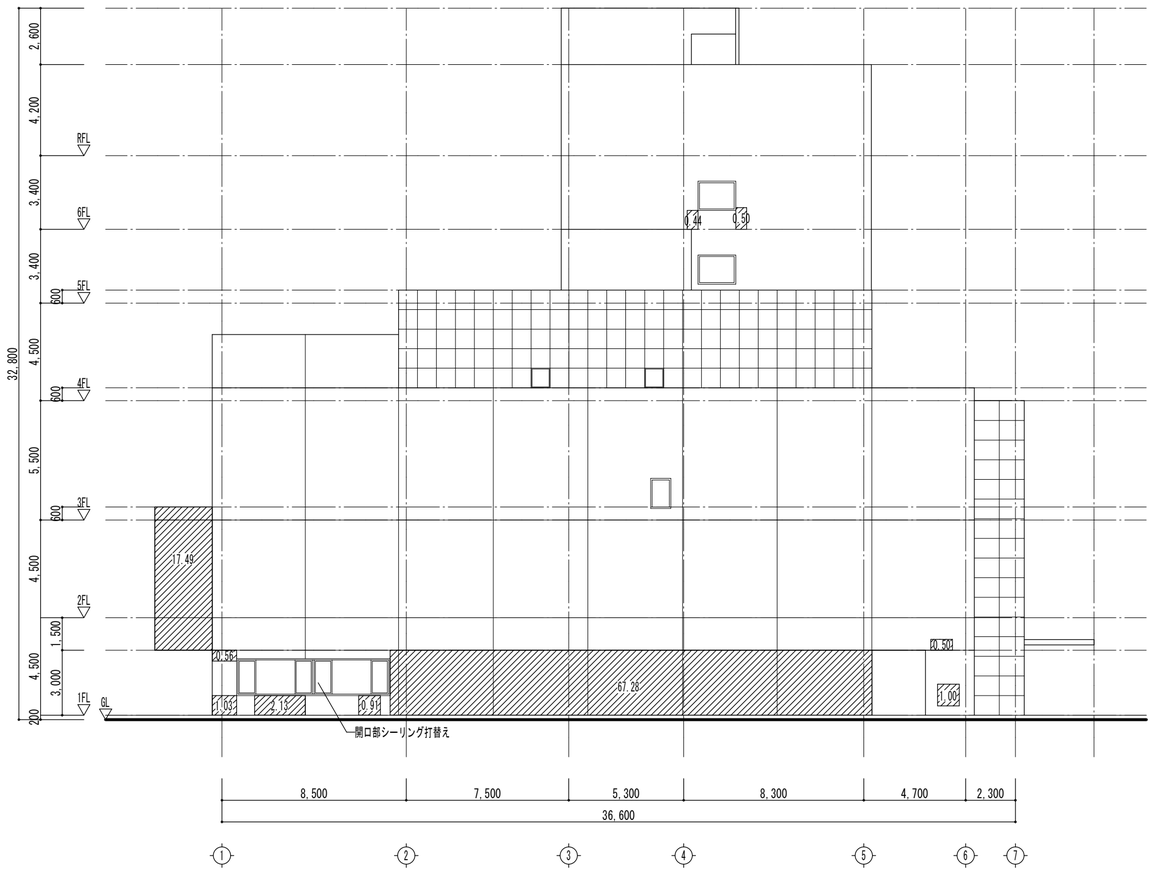

南立面図　S=1/200

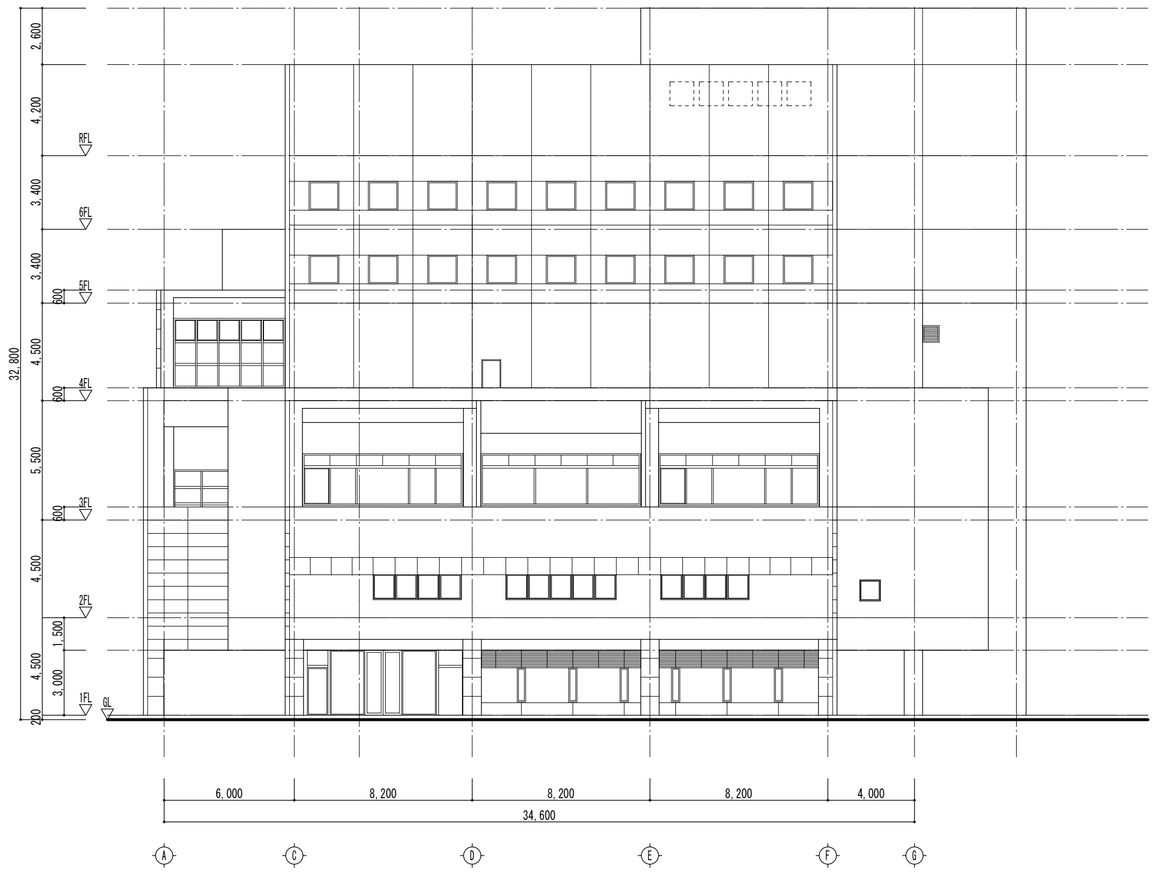

東立面図　S=1/200

改修範囲を示す。（数値は面積）
既設外壁４５二丁掛タイル撤去・張替　圧着張り（類似色）

備考	・ ・ ・ ・	（株）田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士　№352551　田端　進也	設計代表者 一級建築士 №352551 田端進也	設計担当者 一級建築士 №337033 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	SCALE A2 : 1/100 A3 : 1/200 DATE R７．１	工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事 図面名称　立面図（改修範囲）１	A－０９ 原図：A2

北立面図　S=1/200

西立面図　S=1/200

改修範囲を示す。（数値は面積）
既設外壁４５二丁掛タイル撤去・張替　圧着張り（類似色）

備考	・ ・ ・ ・	（株）田端隆建築設計 三重県知事登録第１－８６１　一級建築士 №352551 田端 進也	設計代表者 一級建築士 №352551 田端進也	設計担当者 一級建築士 №337033 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	SCALE A2 : 1/100 A3 : 1/200 DATE R７．１	工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事 図面名称　立面図（改修範囲）２	A－１０ 原図：A2

南立面図　S=1/200

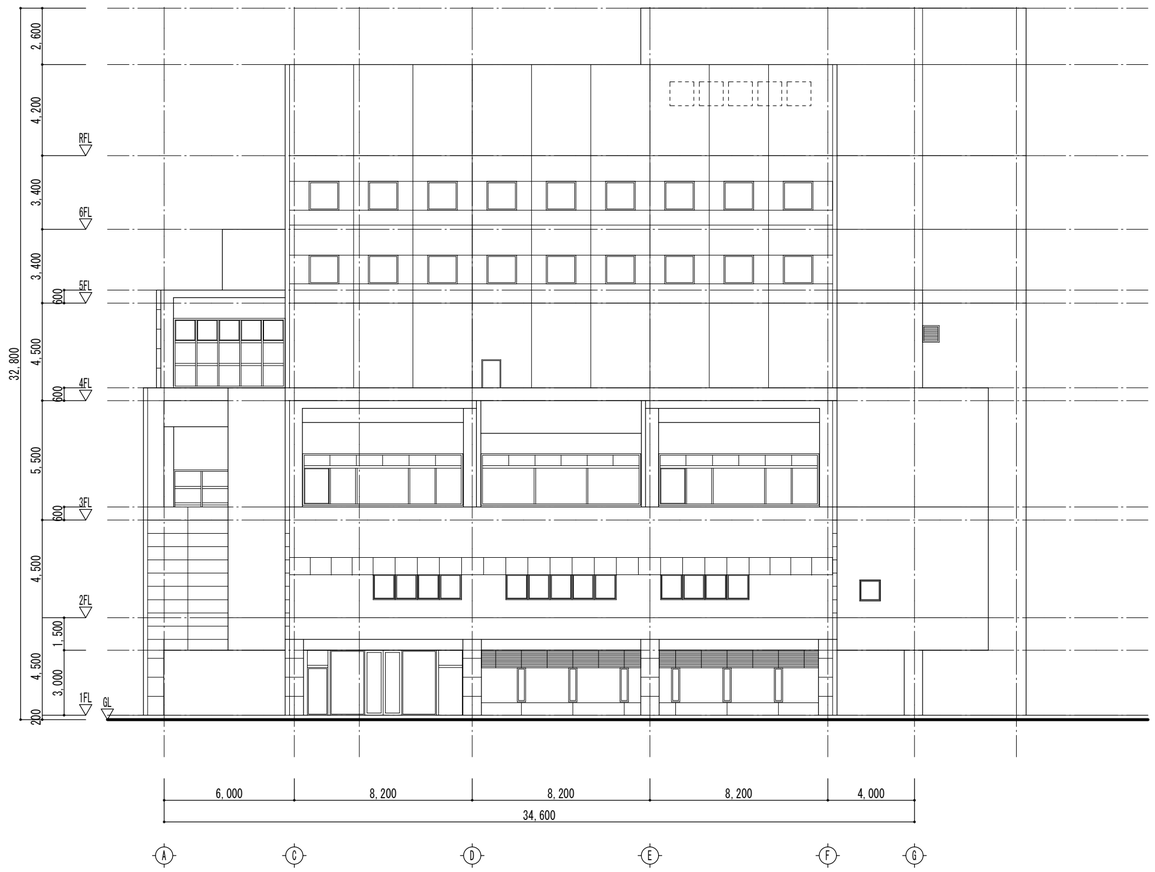

東立面図　S=1/200

足場設置範囲を示す。

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者
一級建築士
№352551
田端進也

設計担当者
一級建築士
№337033
構造設計一級建築士
№8914
井上貴智

SCALE
A2 : 1/100
A3 : 1/200
DATE
R7.1

工事名称　公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事
図面名称　立面図（足場設置範囲）1

A－11
原図：A2

北立面図　S=1/200

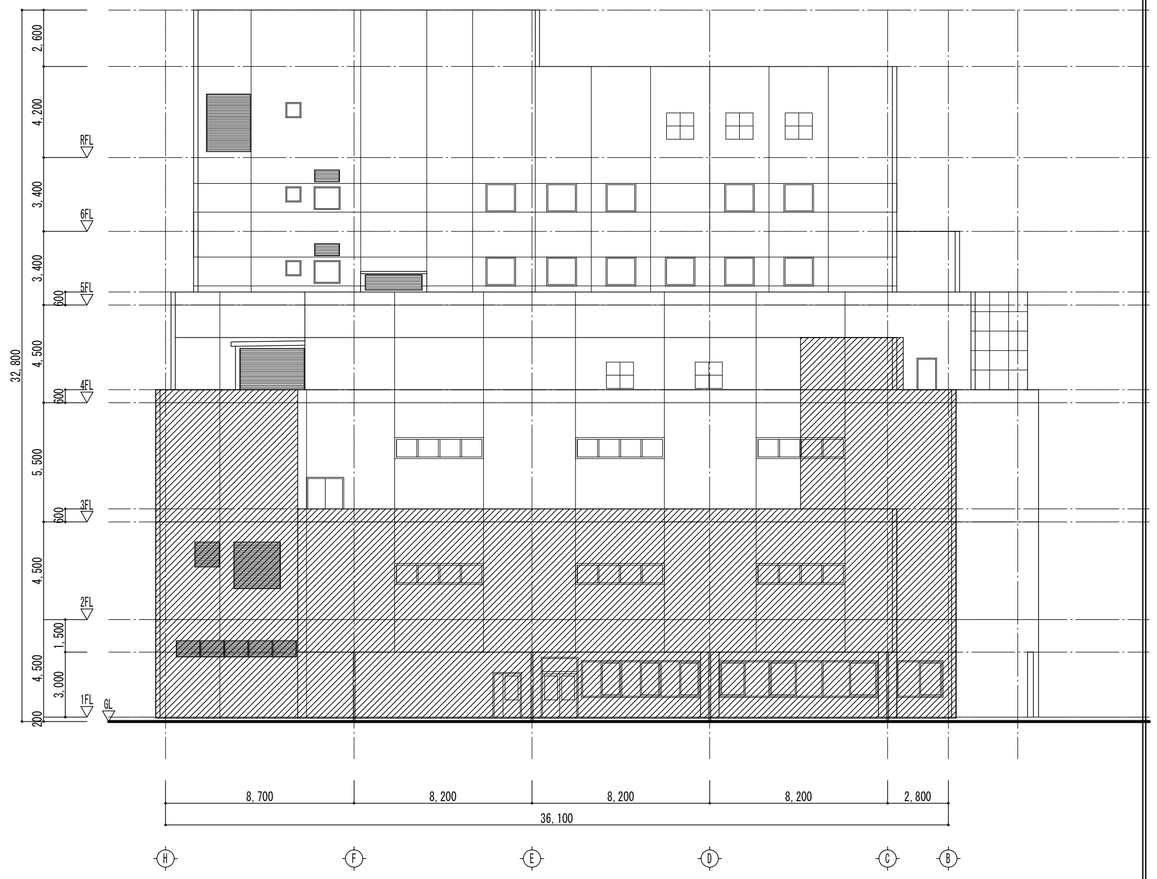

西立面図　S=1/200

足場設置範囲を示す。

備考

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称	公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事	A－12
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №337031 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	A2 : 1/100 A3 : 1/200 DATE R7.1	図面名称	立面図（足場設置範囲）2	原図：A2

改　修　前

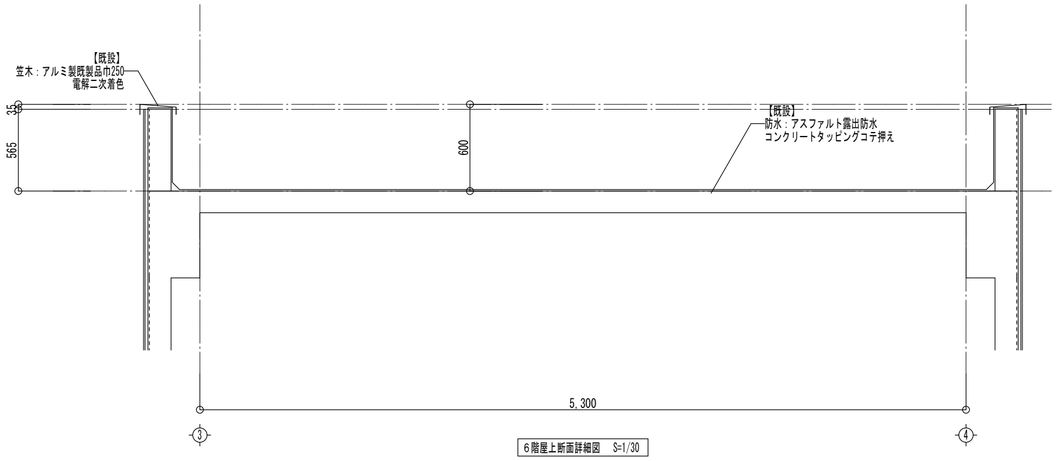

6階屋上断面詳細図　S=1/30

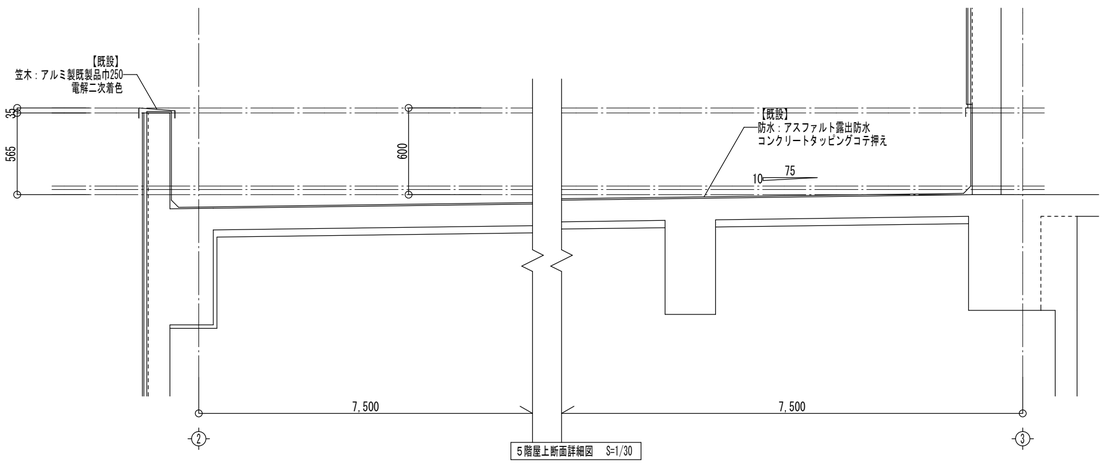

5階屋上断面詳細図　S=1/30

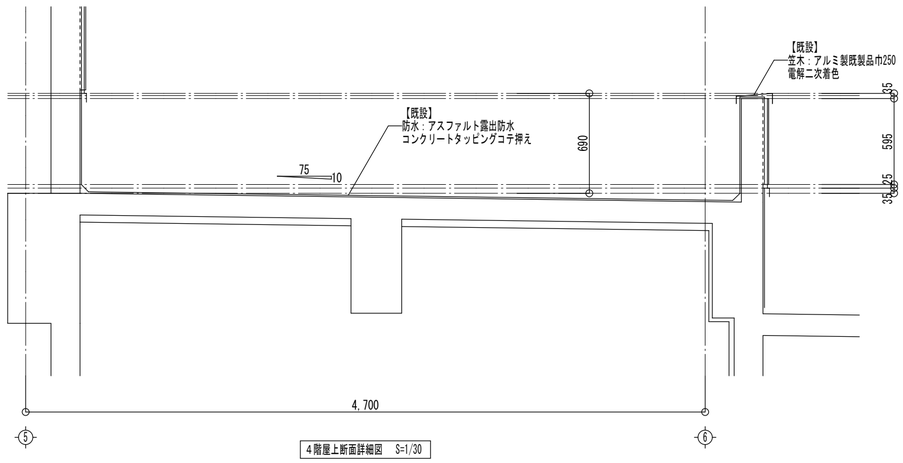

4階屋上断面詳細図　S=1/30

改　修　後

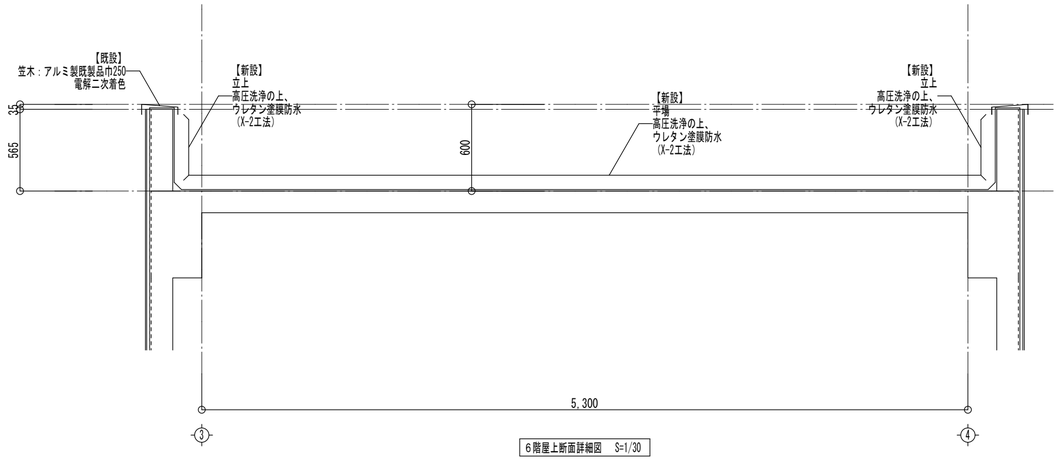

6階屋上断面詳細図　S=1/30

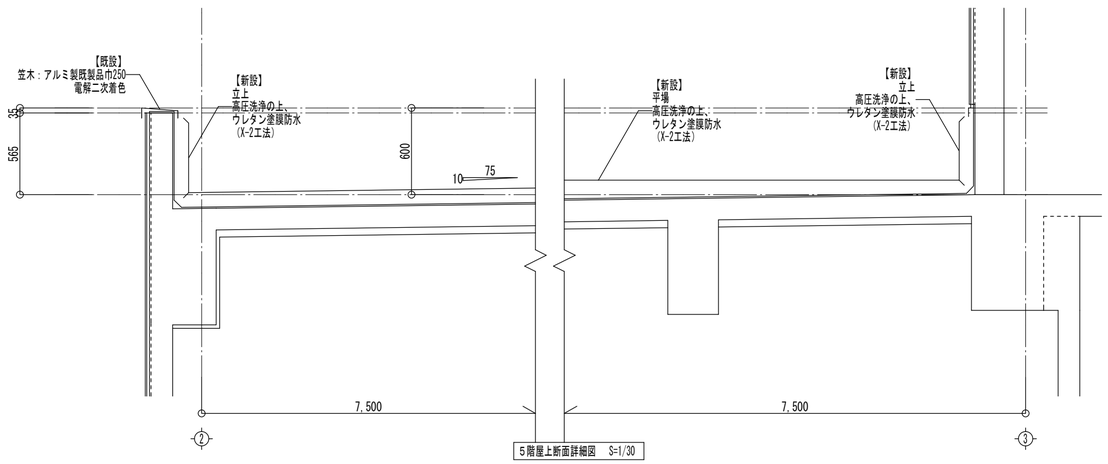

5階屋上断面詳細図　S=1/30

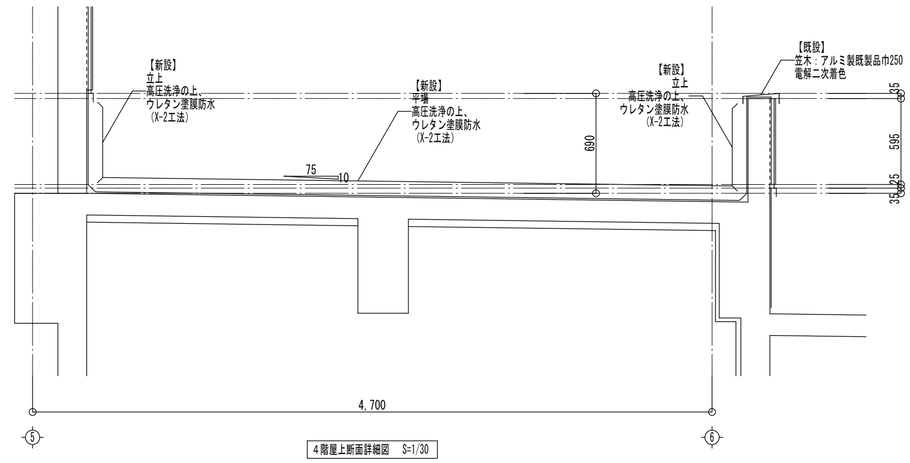

4階屋上断面詳細図　S=1/30

備考
・
・
・
・

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1－861　一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称	公立学校共済組合津宿泊所外壁改修及び防水工事	A－13
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №332033 構造設計一級建築士 №8914 井上貴智	A2 1/30 A3 1/42 DATE R7.1	図面名称	屋上部分断面詳細図（改修前・後）	原図：A2